目 次

例

条

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

入

事

課

ページ

例

条

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第四十五号

宮

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、」を加え、「、 該当するもの」に改め、同号イ⑴中「。)(」の下に「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期 一歳」を「当該子が二歳」に改め、同号口を次のように改める 第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

- 次のいずれかに該当する非常勤職員
- (1)Н の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業 をしようとするもの (当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業 その養育する子が一歳に達する日(以下(1)及び第二条の三において「一歳到達日」という。) 以下①において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、 同条第三号
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、

(1)

休業に係る子について、 期を更新され、 の初日とする育児休業をしようとするもの

又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、

当該育児

当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間

該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって

第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会

が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合)

当該子の一歳六か

行 発 宮 城 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) 第

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める 一条第四号ハを削る 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも

該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える 合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に 第二条の三第三号中ロをハとし、同号イ中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場 月到達日

イ 前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 業をする場合にあっては、当該育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日の翌日以 該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等による育児休 法等による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業 してする育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である 育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする

第 一条の三第三号に次のように加える

- = ことがない場合 ては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をした 合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場
- 第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める

第三号に掲げる場合に該当する場合、 る非常勤職員が、 に該当して育児休業をしている場合であって次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に 一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育す (当該子についてこの条の規定

1

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。掲げる場合に該当する場合)とする。

第二条の四に次の一号を加える。間の初日とする育児休業をしようとする場合

に該当して育児休業をしたことがない場合四、当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定祭工がです。

は、当該育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等による育児休業をする場合にあって

第二条の五を削る。

れる日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とする。 任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用さいて、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子に期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子に期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子に期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「引き続入号中「その」を「任

第三条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。

附則

(施行期日)

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

育児休業等計画書を提出している職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例によ2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第三条第五号又は第十一条第六号の規定による